

◎道路整備事業に係る国の財政上の特

別措置に関する法律等の一部を改正

する法律（平成二十二年四月三〇日法律第二八号）

一、提案理由（平成二十二年三月一八日・衆議院国土交通委員会）

○金子国務大臣　ただいま議題となりました道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

平成二十年五月に閣議決定いたしました道路特定財源等に関する基本方針に基づきまして、道路特定財源制度を廃止し平成二十一年度から一般財源化するため、道路整備費の財源の特例措置を廃止する等の措置を講ずる必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を廃止することと

しております。

第二に、地方道路整備臨時交付金の制度を廃止することとしております。

第三に、揮発油税の収入の一部について、地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定の歳入に組み入れるものとする措置を廃止することとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願いいたします。

以上であります。

二、衆議院国土交通委員長報告（平成二十二年四月三日）

○望月義夫君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、道路特定財源制度を廃止し一般財源化するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する

金額を原則として道路整備費に充当する措置を廃止すること、

第二に、地方道路整備臨時交付金の制度を廃止すること
などであります。

本案は、去る三月十三日の本会議において趣旨説明及び質疑
が行われた後、本委員会に付託され、十八日金子国土交通大臣
から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、二十七日には参考
人から意見聴取を行い、本日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属ク
ラ及び公明党の三会派共同提案による、施行期日を改めると
もに、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情
をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整
備事業の実施のあり方についての検討規定を追加する修正案が
提出され、本修正案について趣旨説明を聴取しました。次いで、
採決いたしました結果、修正案及び修正部分を除く原案はいず
れも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと
決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十二年四月三日)

○後藤(斎)委員 ただいま議題となりました修正案につきま

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律

して、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、第一に、施行期日について、公布の日から施行
し、平成二十一年四月一日から適用することと改めることにし
ております。

第二に、無駄を排し、住民が望む視点で、政府は、真に必要
な道路の整備の推進を図る観点から、費用効果分析の結果の適
切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果
的で透明性が確保された道路整備事業の実施のあり方について
検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて
必要な措置を講ずるものとする規定を追加することとしており
ます。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。

各委員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年四月三日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その
運用について遺憾なきを期すべきである。

一 道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方が必要とす
る道路の着実な整備に支障が生ずることのないよう、必要な
財源措置を講ずるなど十分な配慮を行うこと。

二 真に必要な道路整備の推進を図る観点から、新たな将来交

通需要推計及び評価手法に基づく費用便益分析の点検の結果の適切な活用等により、ルート・工法・規格を見直してコスト縮減を図り、効率的かつ効果的な道路整備事業の実施に努めるとともに、道路整備事業の実施過程における透明性を確保するための制度の在り方について検討を行うこと。

三 道路整備における国と地方公共団体との役割分担の在り方の議論や地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、国直轄事業負担金の在り方について、地方公共団体の負担を大幅に軽減することも含めた検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

四 高速道路利便増進事業として実施される高速道路料金の引下げの効果及び影響について、十分な検証を行うとともに、高速道路の有効利用の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

五 道路特定財源の一般財源化後の暫定税率の在り方については、納税者である自動車ユーザーの納得が得られるものとなるよう検討を引き続き行うこと。

六 道路関係業務の執行に關し不適切な支出が行われていたこと等にかんがみ、引き続き、徹底したコスト縮減や道路関係公益法人への支出の見直し等に努めるとともに、社会資本整

備事業特別会計の道路整備勘定が不適切な支出とならないよう、その透明性の確保に努めること。

七 道路の新たな中期計画を踏まえた地方版の計画の策定に当たっては、地域の意見を聴き計画に反映させるとともに、地方における今後の道路整備の目指すべき方向性を明らかにするため、具体的な事業等を盛り込むことについて検討を行うこと。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二十一年四月二二日)

○田村耕太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、道路整備費の財源として、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する、いわゆる道路特定財源措置を平成二十一年度から廃止する等の改正を行うものであります。

なお、衆議院において、施行期日を本年四月一日から公布の日に改めるとともに、道路整備事業の実施の在り方について検討すべきとの規定を追加する修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、道路特定財源及びその一般財源化の意義、評価、道路特定

財源の一般財源化が今後の道路整備、とりわけ地方の道路整備に及ぼす影響、道路特定財源の一般財源化に伴う自動車関係諸税の在り方、新設された地域活力基盤創造交付金の位置付けと運用の在り方、道路事業の効果を測定するための費用便益分析において、地域の実情を踏まえた総合的評価を加味する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、改革クラブの大江委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二二年四月二日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、道路特定財源の一般財源化に当たっては、真に必要な道路整備は引き続き推進する観点から、費用便益分析による評価結果の適切な活用等により道路整備事業の効率性かつ効果的な執行に努めること。その際、地方における道路整備につい

ては、地域の活性化や安全・安心の確保など地域にもたらされる効果についても十分に考慮すること。

また、地域住民等に対して十分な情報公開・開示を行うなど事業の透明性を一層確保すること。

二、道路特定財源の一般財源化後の暫定税率を始めとする自動車関係諸税の在り方については、納税者の理解が得られるものとなるよう、引き続き検討すること。

三、道路関係業務の執行に関し不適切な支出が行われていたこと等にかんがみ、引き続き、徹底したコスト縮減や道路関係公益法人への支出の見直し等に努めるとともに、社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定が不適切な支出とならないよう、その透明性の確保に努めること。

四、道路整備における国と地方公共団体との役割分担の在り方の議論や地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、国直轄事業負担金の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

（右決議する。）